

○総務省告示第二百二十八号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第三十八条の三の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百五十七号（製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目)</p> <p>第五条 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、施行規則第十九条第五項(第一号、第二号の二、第四号イ(ハ)、第十三号イ、第十四号イロ)、第十六号イロ、第十七号ハ括弧書き並びに第十九号イ(ハ)及び(ホ)を除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>「一〇四 略」</p>	<p>(全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目)</p> <p>第五条 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、施行規則第十九条第五項(第一号、第二号の二及び第四号イ(ハ)を除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>「一〇四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。